

非乳頭部十二指腸上皮性腫瘍に対する生検の省略を目指した NBI 所見分類の 遡及的検討

1. 研究の対象

2015 年 1 月から 2016 年 4 月までの間に当院で上部内視鏡検査を受けられ、検査時に十二指腸の病変に対して生検を受けられた方。

2. 研究目的・方法

現在の診療では、十二指腸上皮性腫瘍（十二指腸の腺腫や早期がんといった治療が必要な腫瘍です）と確定診断するためには、内視鏡による生検を行い、生検で採取した組織を病理検査（顕微鏡で確認します）することが必要です。しかし、生検を行うと、ときに十二指腸上皮性腫瘍に線維化という粘膜の引きつれが起こることがあります。この引きつれは、内視鏡治療を難しくすることがあり問題となっていました。一方、大腸腫瘍（腺腫や早期がんです）では、内視鏡による画像診断のみで大部分の腫瘍の診断が可能であり、生検を行わずに診断を行い、大腸腫瘍に対する内視鏡治療を行うことが一般的です。十二指腸上皮性腫瘍の診断も、大腸腫瘍に対する診断と同じように内視鏡による画像診断のみで可能になれば、十二指腸上皮性腫瘍に対する内視鏡治療の難しさを軽減させることが可能になると考えられます。そこで、今回の研究では、上記期間に十二指腸の病変（上皮性腫瘍、腫瘍ではない病変、両方含みます。）に対して、生検を受けられた方の病理検査結果と内視鏡画像を用いて、内視鏡画像で十二指腸上皮性腫瘍の診断が可能か検討します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、内視鏡の画像所見、生検結果の病理結果、カルテ番号、等

試料：なし

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

様式第 1-4 (2018. 4. 1 版)

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

大阪国際がんセンター 消化管内科 石原立

住所：〒541-8567 大阪府中央区大手前3-1-69

電話：06-6945-1181

研究責任者：消化管内科 石原立

-----以上